

総合計画・基本計画の経緯・策定趣旨・位置付け等



I 総合計画・基本計画の経緯

1. 東金市第3次総合計画

(1) 総合計画の位置付け

本市は、これまで九十九里地域の中核都市にふさわしいまちを形成するため、昭和51年に東金市長期計画、昭和61年に東金市新総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

「第3次総合計画」は、平成13年3月に策定され、それまで進めてきたまちづくりの基本的な方向を継承しながらも、本市を取り巻く状況の変化や新しい時代の潮流に的確に対応し、地域資源を十分に活用して、活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会を築いていくための指針とするものです。

この計画に基づき、2020年度に向け、行政と市民が一体となってまちづくりを進めています。

(2) 総合計画の構成

基本構想	20年後を展望し、本市のまちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための施策の基本方針（施策の大綱）を明らかにし、行政運営の指針とするものです。 期間は、平成13年度から平成32年度です。
基本計画	基本構想を受け、その将来像を達成するための基本的な施策の体系を示すものです。 基本構想の期間（20年間）を5年間ずつ4期に分けています。平成23年度から平成27年度までが第3期基本計画の期間となります。

平成13年度～ (2001) 平成18年度～ (2006) 平成23年度～ (2011) 平成28年度～ (2016) 平成32年度末 (2020年度末)

基本構想

20年間

基本計画

第1期

第2期

第3期

第4期

(3) 総合計画の体系

将来像と基本理念

人・自然 ときめき 交感都市 東金

「交感」は、人と人との間にのみ生まれるものではありません。本市の森林や農地などの豊かな水とみどり、多様な生き物など貴重な自然と真摯な対話によって、私たちのなかに新しい発見を生み、こころの豊かさを深めていくことでもあります。

こうした多彩な「交感」により、人々は、日常生活や産業活動等のさまざまな場面で、創造・発見・協働の喜びや、生きがいを感じ、未来への大いなる希望を抱いていきます。

東金市は、市民がそのようなこころの「ときめき」を感じ、自らの手で誇りの持てる、ふるさとを築いていく「交感都市」の形成をめざします。

5つの基本方針

基本方針

1.こころ豊かなまちづくり

－生涯学習・教育・文化・国際交流－

2.ぬくもりのあるまちづくり

－健康・福祉－

3.うるおいのあるまちづくり

－自然・環境－

4.活力あるまちづくり

－産業・雇用－

5.安全で快適なまちづくり

－都市基盤－

6.計画の実現に向けて

計画項目

- 1.いつでも学び親しめる生涯学習・生涯スポーツの振興
- 2.豊かなこころを育む学校教育の充実
- 3.次代を担う青少年の健全育成
- 4.地域に根ざした文化の振興
- 5.市民の国際理解を深める交流の促進

- 1.市民の健康を支える保健・医療の充実
- 2.地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進
- 3.安心して生み育てる子育て支援の充実
- 4.生きがいと安心の高齢者施策の充実
- 5.安心して暮らせる社会保障の充実

- 1.豊かな自然の保護と新たなみどりの空間の創出
- 2.水質汚染と公害の防止
- 3.環境にやさしい社会システムの確立

- 1.生産性の高い農業経営の確立
- 2.豊かなまちをつくる工業の振興
- 3.魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興
- 4.社会経済の変化に対応した新たな産業の展開
- 5.魅力ある観光レクリエーションの振興
- 6.安心して働くための勤労者対策の促進

- 1.市民生活を支える公共交通の充実
- 2.暮らしと産業を支える道路の整備
- 3.良好な市街地の形成
- 4.快適な暮らしを支える都市基盤の整備
- 5.総合的な治水対策の推進
- 6.安全な暮らしを支える防災・防犯・交通安全体制の確立

- 1.交流と連帯のまちづくり
- 2.市民参画による行政の展開
- 3.効果的で効率的な行政運営の推進
- 4.広域行政の推進
- 5.情報化への対応

2. 第1期及び第2期基本計画の経緯

<p>第1期基本計画</p>	<p>東金市基本構想の実現を図るための第1期として、基本的な施策、事業を体系化するとともに、分野別計画の先導として4つ（こころの交流、暮らしの安心、自然との共生、都市の活力）のリーディング・プランを設定しました。</p>
<p>結果</p>	<p>景気低迷による社会経済情勢が大きく変化し、市税収入、地方交付税の削減により急激に悪化する財政状況に、事業の推進が柔軟に対応できませんでした。</p>
<p>第2期基本計画</p>	<p>まちづくりの前提となる行財政の建て直し期間と位置付け、自立したまちづくり、小さな行政づくりのため、財政リフレッシュ・プランにおいて行財政改革を並行して進めました。</p> <p>また、市民との協働モデルの推進、安全安心、子育て支援、産業振興といった分野での施策同士の連携を重視した重点事業を設定しました。</p> <p>さらに、あるべき姿の認識のもと、確実、的確な施策や事業の推進のため、施策ごとに目標を設定しました。</p>
<p>結果</p>	<p>財政リフレッシュ・プランの推進、予算編成での選択や精査など庁内の自助努力や国の臨時交付金等の活用等によって財政破綻を凌ぐことはできましたが、財政状況は限られた財源をさらに有効活用しなければ、市民サービスを維持向上するには依然厳しい状況にありました。</p> <p>そのため、コスト、効率化といったことが重視され、予算の削減や事業の先送り等により、すべてを満たすことはできなかったものもありました。</p> <p>大規模な事業としては、東金九十九里地域医療センターの本格的、具体的に着手され、また、正気小学校の建替え工事の施工、城西小学校の建替え及び耐震補強工事の着手ができました。</p>

Ⅱ 第3期基本計画の策定趣旨・位置付け・期間等

1. 第3期基本計画策定の趣旨

平成18年度からスタートした東金市第3次総合計画第2期基本計画の計画期間が、平成22年度をもって満了することから、この間の施策展開の妥当性や計画された施策の達成度を確認するとともに、第2期基本計画の趣旨であった「第3期基本計画のスタートである平成23年度には歳入と歳出の均衡がとれた財政運営になるよう行財政の建て直しの期間としての計画」を受け、限りある行政資源（人、金、組織モノ）、特に限られた財源の有効活用をすることで、東金市基本構想の実現を図り、引き続き新たな課題に対応できる持続可能なまちづくりを進めるため、第3期基本計画を策定しました。

2. 基本計画の位置付け

本計画は、社会情勢が大きく変化している時代の転換期において、引き続き自立したまちづくりを目指す本市行政の運営指針として位置付けます。

3. 基本計画の期間

本計画は、「東金市第3次総合計画」に基づき、平成23年度から27年度までの5か年を計画期間とします。

4. 基本計画の構成

本計画は、基本方針で計画期間における市政の展開方法や重点的に取り組む内容をまとめ、施策分野別計画で施策ごとの方向性や今後の展開を示します。

なお、計画の推進は、毎年度策定する実施計画で管理することとします。

基本計画	基本構想の施策大綱に沿った分野別計画を中心に作成し、施策の推進方針と市民視線に立った上位目標と施策体系に沿った目標を設定します。
実施計画	目標達成のための手段（基本事務事業）を基本事務事業シートにより、毎年度の事業計画、計画額、並びに基本計画に掲げた目標と事業計画に対する実績を管理しながら進めます。

5. 改訂について

本計画は、事業の進捗状況やその評価ならびに社会・経済情勢の変化に柔軟に対応していきませんが、本計画と推進内容の乖離が著しくなった場合には、速やかに見直しを行うものとしします。

背景・現状と課題



I 基本計画策定における背景・現状と課題

1. 本市を取り巻く状況と課題

(1) 人口減少(経緯と推計)

これまで増え続けてきた日本の人口は、平成17年に初めて減少に転じました。

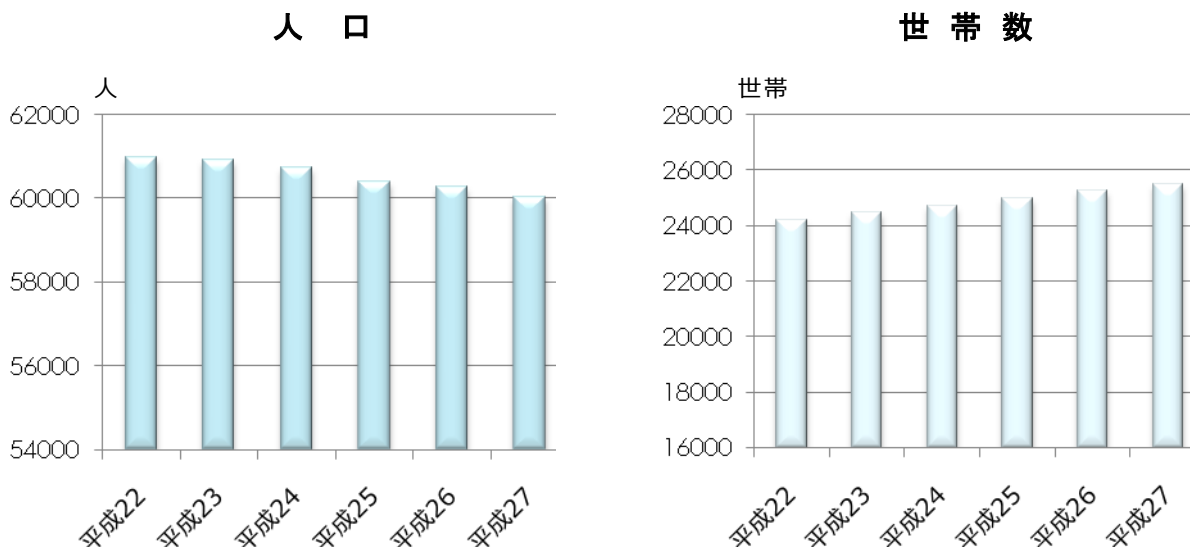
人口減少と少子高齢化という社会構造そのものが大きく変化するなかで、本市のこれからのまちづくりは、必然的にそのあり方を変えていかざるを得なくなっています。

本市においても、人口は平成19年度から減少に転じており、今後の推計でもわずかずつ減少していくものと推計しています。

経緯をみますと、平成15年頃から出生に比べ死亡が多くなってきたこと、平成19年頃から転入・転出の動きが鈍くなり、平成21年からは市外転出が市内転入より多くなったこと、とりわけ平成15年頃から県内の他市町村への転出も増加してきたことなど、このような理由が人口減少の直接的要因になっています。

この背景ですが、少子化に伴い1人の子を大切に育てるという指向による都市部私立学校等への教育環境重視、都市部の土地価格の下落等による、また通勤通学の利便性重視による都市部高層住宅人気や主要な鉄道路線付近の戸建て住宅への居住といったことが考えられます。

また、世帯数については、引き続き微増していくと推計しており、単身、核家族化による家族、居住の多様化が進むと考えられます。



人口・世帯数

(人・世帯)

	実績値 (各年度4月1日)					
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人口	61,395	61,518	61,376	61,343	61,298	60,978
世帯数	22,996	23,230	23,410	23,628	24,027	24,224

	推計値 (第3期基本計画期間)				
	H23	H24	H25	H26	H27
人口	60,913	60,740	60,402	60,276	60,047
世帯数	24,477	24,733	24,991	25,252	25,516

人口動態

(人)

年	増減計	自然動態			社会動態				
		出生	死亡	増減	全増減	転入	転出	増減	その他
昭和 62	978	433	△286	147	831	2,285	△1,459	826	5
63	903	420	△283	137	766	2,415	△1,675	740	26
平成元	1,831	451	△306	145	1,686	3,685	△1,994	1,691	△5
2	2,321	433	△335	98	2,223	4,190	△2,073	2,117	106
3	1,823	481	△287	194	1,629	4,090	△2,425	1,665	△36
4	1,755	509	△357	152	1,603	4,209	△2,608	1,601	2
5	2,056	494	△368	126	1,930	4,482	△2,594	1,888	42
6	2,333	545	△370	175	2,158	4,703	△2,542	2,161	△3
7	1,019	572	△382	190	829	3,875	△2,880	995	△166
8	1,295	521	△382	139	1,156	3,742	△2,635	1,107	49
9	938	556	△395	161	777	3,596	△2,817	779	△2
10	1,193	526	△441	85	1,108	3,906	△3,010	896	212
11	666	493	△446	47	619	3,678	△3,187	491	128
12	1,354	478	△426	52	1,302	3,945	△3,195	750	552
13	759	509	△463	46	713	3,830	△3,616	214	499
14	274	474	△471	3	271	4,053	△4,001	52	219
15	△217	453	△515	△62	△155	3,933	△4,118	△185	30
16	58	492	△509	△17	75	3,577	△3,487	90	△15
17	808	459	△542	△83	891	3,654	△3,399	255	636
18	△155	490	△526	△36	△119	3,582	△3,477	105	△224
19	△11	506	△523	△17	6	3,183	△3,184	△1	7
20	8	443	△541	△98	106	3,099	△3,098	1	105
21	△257	464	△495	△31	△226	2,809	△3,199	△390	164

出典 千葉県毎月常住人口動態調査

(2) 少子高齢化(経緯と推計)

少子高齢化時代の到来により、本市においても15歳未満の子供達は減少傾向で、平成21年は平成10年に比較して約2,000人減少しており、これからも少子化が進むものと予想されます。

また、65歳以上の高齢者は、団塊の世代といわれる方々が高齢期を迎えており、平成27年には25%を超えると予測しています。一方で、22歳～60歳の労働力人口についても、少子高齢化の影響を受け、今後も減少すると予測しています。

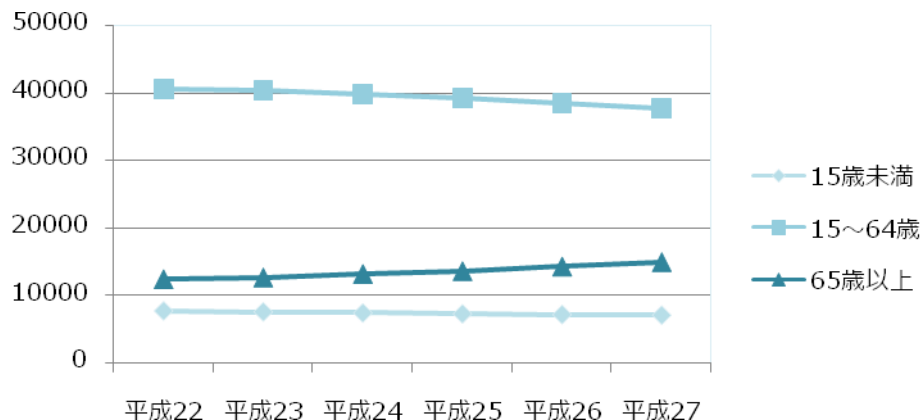
年齢別人口

各年度4月1日

	年 平成	人口 人	15歳未満		15～64歳		65歳以上		22～60歳 労働力人口	
			人	%	人	%	人	%	人	%
実績	17年	61,395	8,883	14.47	41,828	68.13	10,684	17.40	34,859	56.78
	18年	61,518	8,789	14.29	41,773	67.90	10,956	17.81	34,900	56.73
	19年	61,376	8,505	13.86	41,513	67.64	11,358	18.51	34,815	56.72
	20年	61,343	8,351	13.61	41,277	67.29	11,715	19.10	34,514	56.26
	21年	61,298	8,088	13.19	41,034	66.94	12,176	19.86	34,087	55.61
	22年	60,978	7,799	12.79	40,649	66.66	12,530	20.55	33,436	54.83
推計	23年	60,913	7,662	12.58	40,466	66.43	12,785	20.99	32,776	53.81
	24年	60,740	7,489	12.33	39,951	65.77	13,300	21.90	32,291	53.16
	25年	60,402	7,360	12.19	39,328	65.11	13,714	22.70	31,738	52.54
	26年	60,276	7,255	12.04	38,630	64.09	14,391	23.88	31,314	51.95
	27年	60,047	7,166	11.93	37,831	63.00	15,050	25.06	30,901	51.46

平成23年～27年が第3期基本計画期間

年齢別人口



(3) 景気低迷

バブル崩壊後の長い景気低迷に加え、平成20年の世界同時不況の煽りを受け、国・県はもとより、多くの市町村も景気低迷の影響を引きずり続けています。

昨今、国・県において景気は底をつき、回復の兆しもみえるなどとも言われていますが、給与のカットや雇用の制限など、生活のゆとりを感じるものにはほど遠い状況にあります。

長引く不況の影響を本市の市税で見ますと、個人・法人市民税を直撃し、平成19年度は、国からの税源移譲や定率減税の廃止等により、市税収納額は対前年比プラス8%、額にして5億8千万円ほど税収がアップしているものの、平成21年度には、平成20年9月の世界的な金融危機の影響を受けた企業業績の悪化などにより、法人市民税が平成19年度対比で3億6千万円の減収と大きく落ち込んでいます。

また、個人所得の減少により、平成21年度には収納額・収納率ともに前年度を下回っており、平成22年度当初予算にも表れているように、今後も市税収入の伸びは期待ができない状況となっています。

完全失業率

	H12	H17
千葉県	4.7%	5.6%
東金市	5.4%	7.4%

出典 国勢調査

就業率

	H7	H12	H17
千葉県	61.4%	58.7%	56.5%
東金市	60.3%	57.5%	54.6%

出典 国勢調査

完全失業率は、県平均を上回り、平成17年度では県内ワースト2位という状況であり、就業率

については、県平均を下回っており、本市の雇用状況は、良好な状況ではないことがうかがえます。

本市における過去5年間の収納税額の状況

(百万円)

	H17 決算		H18 決算		H19 決算	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
市税全体	7,100	77.1%	7,320	79.6%	7,902	82.5%
市民税(個人)	2,230	84.8%	2,409	86.7%	2,879	89.3%
市民税(法人)	610	91.6%	752	93.7%	827	94.2%

	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算	
	収納額	収納率	収納額	収納率	予算額	
市税全体	7,951	83.5%	7,436	82.4%	7,341	
市民税(個人)	2,959	88.7%	2,942	87.4%	2,800	
市民税(法人)	727	93.6%	461	90.1%	493	

(4)課題

このように「人口減少、少子高齢化、景気低迷」に対しては、「統合化、集中化、効率化、民営化」といったまちづくりを基調とすることが求められます。

例えば、都市計画や土木建設、学校など公共施設の整備のあり方、管理の手法などについて状況に応じていくことが求められます。

一方で、このような状況は、地域のつながりや活力を低下させ、防災、防犯、自治といった市民の安全安心、共助への対処能力を小さくさせることはもとより、景気低迷や労働力人口の減少などによる税収入の減少、社会保障費の増高、地域要望への対応の停留などの硬直化による衰退も懸念されます。

このような状況を踏まえ、かつ、乗り越えるための積極的なまちづくりが求められています。

また、本市を含む地域住民の命と健康を守る機関として平成26年度に開院が予定されている地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに係わってのまちづくりも求められます。

2. その他現状と市民サービス

(1) 限られた財源(財政状況)と市民サービス

本市の財政状況は、平成21年度末では財政調整基金残高約13億円であり、第2期基本計画の趣旨であった「行財政建て直し期間」を経て、財政破綻は回避したものとなっています。

しかし、平成21年度決算において、歳入面では市税収入のうち、個人市民税が前年度比0.6%の減にとどまったものの、法人市民税36.6%、固定資産税6.0%とそれぞれ減となり、市税全体では6.5%の減となっております。また、歳出面では、財政リフレッシュ・プランなどにより経費の縮減を図りましたが、依然として生活保護費等の伸びから扶助費が11%の増となるなど経済情勢を反映し増加傾向にあり、財政調整基金(貯金)の繰入れ、活用による予算編成が続いているところであります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出した平成21年度決算における4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回るものでありましたが、財政構造の弾力性を表す経常収支比率が98.6%と市税収入が減少する反面、扶助費が増加するといった要因により、財政の硬直化が続いていくことが懸念されます。

第2期基本計画期間の財政状況をみますと、歳入については、市税収入が国からの税源移譲などにより、一時的に増収、収納率の向上も見られましたが、平成20年9月の世界的な金融危機の影響を受けた企業業績悪化による法人市民税の大幅な減収、個人所得の減少などによって当初の見込みより6億3千万円ほど下回っており、国県支出金は、平成20年度から平成21年度にかけて実施された国の緊急経済対策の臨時交付金(6億3千万円)や定額給付金等(9億6千万円)などにより、見込みより22億4千万円ほど多い額となっておりますが、これは国の施策に係る臨時的なもので恒常的に見込めるものではありません。

一方、歳出では、社会情勢を反映して生活保護費の増額、また、政権交代による子ども手当の支給により、扶助費が見込みより11億円多い結果となっております。

財政構造の硬直化が定型化しているなかで、加えて景気低迷による市税減収など極めて厳しい状況下において、政策的な経費についても経済危機対策に係る臨時交付金の活用での事業展開もありました。財政リフレッシュ・プランの全庁的推進、平成20年度予算編成方針から始めた財政調整基金の活用数値目標化、同年の第2期基本計画の中間総括で、事業の廃止、休止、削減をしなければ自立した財政運営が極めて厳しいとの結果を踏まえ、

各課の予算要求や、予算編成時の事業選択、実施時期の調整をはじめ、各予算の精査により、コスト重視による財政運営の維持を図るため、抑制された部分もあり、各部署が意図する計画の全てを満たすものではありませんでした。

今後、新規事業もあり、限られた財源のなかで市民サービスの維持向上を目指すには厳しい状況が続き、課題への対応、施策の展開も「選択と集中」を行い、持続した財政運営を前提として市民サービスの提供をしていくことが求められます。

さらには、できる限りのサービス提供ができるよう、あるいは地域要望の早期実現のための工夫をして、歳入確保、歳出削減といった行政改革を進めるとともに、市民との協働もさらに進めていく必要があります。

第2期基本計画(平成18年度～22年度)の財政結果見込み

(千円)

項目	第2期基本計画			5年実績見込 平成22年 10月現在	計画と 見込みの差	
	計画額	土地開発公 社貸付金・ 中小企業預 託金	計			
歳入	市税	39,084,000		39,084,000	38,452,561	△631,439
	地方交付税	14,200,000		14,200,000	15,519,396	1,319,396
	国・県支出金	10,380,000		10,380,000	12,622,967	2,242,967
	市債	5,491,000		5,491,000	7,811,800	2,320,800
	財政調整基金繰入金	1,500,000		1,500,000	2,180,000	680,000
	その他の歳入	14,979,000	2,688,000	17,667,000	14,211,781	△3,455,219
	合計	85,634,000		88,322,000	90,798,505	2,476,505
歳出	人件費	17,801,000		17,801,000	17,684,756	△116,244
	扶助費	9,938,000		9,938,000	11,010,395	1,072,395
	公債費	10,859,000		10,859,000	10,854,788	△4,212
	他会計への繰出金	11,932,000		11,932,000	10,642,689	△1,289,311
	他団体への繰出金	11,256,000		11,256,000	12,132,059	876,059
	その他の経費	23,848,000	2,688,000	26,536,000	26,099,726	△436,274
	合計	85,634,000		88,322,000	88,424,413	102,413
歳入歳出の差				2,374,092	2,374,092	

(2) 市民との協働、市民の社会参加の現状

ア 協働の推進の現状

第2期基本計画では、「市民との協働」を、行財政立て直し期間のなかで小さな行政への取り組みの補完として、ひいては地域コミュニティ活性を目的にしたものと捉えてきた経緯があります。

その内容ですが、モデル事業（道路、水路等の協働による整備）・モデル地区（安全安心をテーマにした地域と行政の議論と活動）といった先導事業を実施するなかで、市民と行政、各組織などが対等なパートナーとしてともにまちづくりをする、また、ともに地域課題を解決することを進めてきました。

結果、地元懸案の早期実現や、建設工事における市民の力の可能性といった効果も見出されましたが、参加意識、役割分担、市民の対応の可否、他事業との関係、何が行政と市民に共通する公共解決課題なのか、また、話し合いに終始し、活動に至らなかったという課題も残しました。

さらには、先導事業を行う場合も、もっぱら行政が市民に提案する形を基本にしてきたことから、どうしても市役所の仕事をやらされている、という感が払拭できない状態になっています。

市民とともにまちづくりをするということにおいて、どのような形と進め方が本市に見合っているのか、十分な把握と市民との話し合いに至っていないのが現状です。

また、モデル事業などの先導事業に意を注ぎ、さまざまな分野での「協働とその可能性の存在や潜在する課題」を「一体的」に把握し、協働の推進や課題解決に向けての検討には至ってはいません。

例えば、資材提供による道路・水路整備や、公園管理、防災組織による活動、区長会という組織活動、福祉分野における助け合いなど、あるいは個別政策や計画の決定等の審議会、パブリックコメントなど様々な分野で市民と協力し合っていることや、市民の参画を得られていることについては、個々に進められています。

しかし、これらを「市民との協働」と「市民の社会参加」という括りで捉え、まちづくりの大きなシステムの受け皿として整備や推進されている状況ではありません。

したがって、対応している行政においても、モデル事業などの先導事業は、特定の部署が個別にそれぞれの対応をしており、協働が行政全体の仕事の共通項と言いつつも、その対応はいわゆる縦割りにとどまっています。

また、市民自らの積極的な「公益活動」や「社会参加」に対し、行政に相談し、支援を受けようとしても、市役所の明確な受入れ窓口も整っておらず、市民の社会参加意欲を的確に受け止めることができていない状態にあります。

協働の目的やその目的のための手段、また、手段を行動にうつす場合においても、行政と市民の役割分担などについて、体系的なシステムとして明確に構築されている状態ではありません。

イ 市民の地域への社会参加・市民活動の現状

市内には、各地域を単位とした区長会をはじめ、消防団、防犯組織、交通安全組織、福祉関係組織、また、長寿会、子ども会などの地縁団体が存在しています。

また、地域では消防団活動、防犯・交通安全パトロールなど、住民自らが地域を守る活動も行われています。さらに、地区公民館や学校という教育視点での活動や実践の場にも恵まれており、学校では、自分たちの住む地域の安全安心、福祉、まちづくりへの体験的な学習など、次代を展望した活動も行われています。また、近年ではNPOやボランティアなどの市民活動をとおして、知縁により新たな組織も生まれつつあります。

このように、地域に潜在している大きな力の存在があります。

しかしながら、住民自治、市民活動、市民の社会参加といった点で、ボランティアや共通する趣味や嗜好による参加や活動が活発化する反面、近隣住民同士、あるいは各種団体同士のつながりについては、希薄化の傾向にあります。

日々の生活のなかで、地域における共同作業などへの協力は、参加しなくても済むのであれば参加しない方が楽であり、面倒さや個々の家庭の事情により、全世帯が参加することは難しい状況にあります。しかし、職場を退職した団塊の世代の方など、第二の人生を地域や社会に貢献したいと考えている方々も多く潜在していると考えられます。このような人たちを中心にしながら、自分たちのまちや地域を自分たち自身が着目し、生活基盤、安全安心、環境、子育て、お年寄りへの配慮など、自分たちのまちや地域を自らが着目し、維持向上させていくことがまちづくりの基本です。

地域への社会参加、市民活動について、市民と行政、地域と行政、活動団体と行政、市民と市民、地域と地域、団体と団体の連携について、それぞれの自立性を尊重しながら

ら支援し、広い範囲での協働の充実を図ることが必要です。

市民アンケート結果

(%)

項目	第13回 アンケート 18年7月	第14回 アンケート 21年1月	主な自由意見
地域活動へ参加している	30.6	28.4	積極的意見 ・ボランティアに参加してみたい。 ・趣味的なことは参加したい。 ・退職後は何かしてみたい。 ・身の回りのことは自分でやっている。 消極的意見 ・年齢的・肉体的に苦痛である。 ・生活に余裕がない。 ・面倒である。 ・できる人や地域活動、ボランティアが好き な人がやればよい。
地域活動へ参加していない	67.5	70.5	
地域活動へ参加したい	55.9	55.7	
地域活動へ参加したくない	41.9	42.9	
過去1年間にボランティア活動に参加した	13.3	12.0	
過去1年間にボランティア活動に参加してない	85.8	87.3	
ボランティアに参加したい	46.7	45.5	
ボランティアに参加したくない	49.9	53.1	
親戚以外に頼りになる知人友人が近所にいる	52.3	51.4	
親戚以外に頼りになる知人友人が近所にいない	45.5	47.6	

市民アンケートによると、市民の捉え方は、参加していない・参加したくない、知人・友人が近所にいないという意向や状態が上昇傾向にあります。また、参加している・参加したい、知人・友人が近所にいるという意向や状態が下降傾向にあります。

このことから、市民の地域への社会参加の醸成とともに、各種ボランティア団体、NPOなどの団体の自立性を尊重しながら、その組織づくりやPR活動などへの支援を行っていく必要があります。

区への加入世帯数の状況

(世帯)

年度(4月)	未加入世帯数	加入世帯数	加入率 %
平成18年度	5,823	16,744	74.20
平成19年度	5,990	16,849	73.77
平成20年度	6,120	16,927	73.36
平成21年度	6,479	16,897	72.28
平成22年度	6,656	16,846	71.68

また、地域自治や住民自治を担うなかで、特に中心的な役割を担っている区会活動について、本市では11地区（77区）を単位として存在しており、その数に、ここ数年の変化はありません。

しかし、区への加入世帯の動向は、平成22年4月時点では71.68%にまで減少し、未加入世帯が6,656世帯にも達しています。このような状況から、将来的に区会等の地域活動力の低下につながることを懸念されるところです。

市民が地域に社会参加する度合いが減少傾向にあるなかで、地域の組織や活動への参画を促進し、自分たちの地域は自分たちで創り、守るといった姿勢や、ともにまちづくりを進める意識を醸成していく必要があります。

(3) 市民満足度と市民サービス

昨今の市民アンケートの結果では、本市への愛着度、住みやすさ、定住意向についての満足度が下がりつつあり、不満足度が上がりつつあります。

また、各施策分野についても、満足度より不満足度に多くの意向が示され、また、施策ごとに満足、不満足のパラツキも生じています。

市民の皆様にあらゆる面でできる限り満足していただくことや不満足を改善、解消していくことが、まちづくりの基本の一つであるとともに、行政としての使命であり、基本的な目標ともいえます。

ア 市への愛着度、住みやすさ、定住意向

過去3回のアンケート結果

過去市民アンケート	本市に愛着と親しみを 感じていない度数	本市に愛着と親しみを 感じている度数
第14回 21年1月	36.9%	62.1%
第13回 18年7月	34.2%	64.3%
第12回 16年7月	31.7%	66.7%

過去市民アンケート	本市を住みにくいと 感じている度数	本市を住みやすいと 感じている度数
第14回 21年1月	18.2%	37.3%
第13回 18年7月	16.6%	37.3%
第12回 16年7月	13.3%	39.9%

過去市民アンケート	本市に住み続けたくない (市外に移転したい)と 考えている度数	本市に住み続けたいと 考えている度数
第14回 21年1月	10.1%	57.1%
第13回 18年7月	8.2%	62.7%
第12回 16年7月	6.3%	61.2%

イ 各分野施策別に対する意向

第14回アンケート結果

施策大綱・基本計画の 6つの分野 施策の体系	第14回 21年1月 市民アンケート調査項目	不満足数	満足数
---------------------------	---------------------------	------	-----

1章 ころ豊かなまちづくり —生涯学習・教育・文化・国際交流—

1	1. いつでも学び親しめる生涯学習・生涯スポーツの振興	生涯学習や生涯スポーツの振興など、市民の生きがいづくりや健康づくりを支援する仕事	3.7%	18.9%
2	2. 豊かなころを育む学校教育の充実	幼稚園や小中学校の運営、教育施設の整備など、子どもたちの教育の充実を行う仕事	11.0%	13.1%
3	3. 次代を担う青少年の健全育成	子ども会や青少年相談員など、地域が行う青少年の健全育成を支援する仕事	4.6%	7.2%
4	4. 地域に根ざした文化の振興	文化・芸術に接する機会の提供や市民自らが創造する市民文化芸術活動の振興、文化財の保護を行う仕事	3.1%	11.5%
5	5. 市民の国際理解を深める交流の促進	国際交流・平和推進活動を進める仕事	2.5%	6.2%

2章 めくもりのあるまちづくり —健康・福祉—

6	1. 市民の健康を支える保健・医療の充実	各種検診などの成人保健活動や乳幼児医療費の助成、母子保健活動を行うとともに地域における医療体制の整備を行う仕事	20.9%	14.8%
7	2. 地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進	障害者（児）福祉や低所得者福祉など、社会福祉制度を運用する仕事	8.5%	6.2%
8	3. 安心して生み育てる子育て支援の充実	保育所や学童クラブ、児童館の運営など、子育て支援施策を進める仕事	8.2%	8.7%
9	4. 生きがいと安心の高齢者施策の充実	長寿会の支援や介護予防など、高齢者支援施策を進める仕事	8.5%	8.3%
10	5. 安心して暮らせる社会保障の充実	国民健康保険や介護保険など、社会保障制度を運営する仕事	13.6%	7.2%

3章 うるおいのあるまちづくり —自然・環境—

11	1. 豊かな自然の保護と新たなみどりの空間の創出	自然環境の保全や公園・緑地の維持・整備を行う仕事	8.8%	14.8%
12	2. 水質汚染と公害の防止	下水道・合併浄化槽などによる公共用水域の汚濁防止や公害等の防止を行う仕事	11.5%	8.6%
13	3. 環境にやさしい社会システムの確立	温暖化防止の啓発や家庭ごみの処理、減量化、リサイクルを進める仕事	10.3%	9.0%

4章 活力あるまちづくり —産業・雇用—

14	1. 生産性の高い農業経営の確立	農地の保全、農業生産基盤の維持・整備などの農業の振興や林業の振興を行う仕事	7.4%	4.1%
15	2. 豊かなまちをつくる工業の振興	工業団地への企業誘致活動など工業の振興を行う仕事	7.5%	2.7%
16	3. 魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興	商業・サービス業の振興を行う仕事	7.5%	1.6%
17	4. 社会経済の変化に対応した新たな産業の展開	社会経済の変化に対応した新たな産業の導入を進める仕事	6.5%	1.3%
18	5. 魅力ある観光レクリエーションの振興	観光の振興を行う仕事	6.9%	3.7%
19	6. 安心して働くための勤労者対策の促進	雇用促進と就労環境の整備を進める仕事	12.1%	1.0%

5章 安全で快適なまちづくり —都市基盤—

20	1. 市民生活を支える公共交通の充実	鉄道の利便性向上やバス交通の確保を行う仕事	26.3%	3.6%
21	2. 暮らしと産業を支える道路の整備	国・県道の整備促進や市道など生活道路の維持・整備を行う仕事	11.0%	4.4%
22	3. 良好な市街地の形成	良好な市街地の整備を進める仕事	8.2%	3.4%
23	4. 快適な暮らしを支える都市基盤の整備	上水道・市営ガス・情報通信基盤など社会基盤の整備を進める仕事	7.4%	5.5%
24	5. 総合的な治水対策の推進	浸水被害やがけ崩れの防止対策を行う仕事	4.0%	2.7%
25	6. 安全な暮らしを支える防災・防犯・交通安全体制の確立	防災・消防・防犯・交通安全など市民生活の安全、安心を進める仕事	13.0%	9.6%

6章 計画の実現に向けて

26	1. 交流と連帯のまちづくり	住民自治活動や市民活動、人権尊重・男女共同参画を進める仕事	1.7%	1.4%
27	2. 市民参画による行政の展開	市民にわかりやすい行政を市民参画のもとで進める仕事	7.9%	2.5%
28	3. 効果的で効率的な行政運営の推進	効果的で効率的な行財政運営を進める仕事	7.0%	1.0%
29	4. 広域行政の推進	近隣自治体と連携し、一体的な地域づくりや事務の共同処理を行う仕事	5.6%	3.0%
30	5. 情報化への対応	情報通信機器や情報技術を利用した電子自治体の推進を行う仕事	2.1%	1.6%

基本計画の基本方針・実効性確保・目標



I 基本計画の基本方針

1. まちづくりの基本方針

(1) まちづくりの重点方針

第2期基本計画は、上位の基本構想で謳うまちづくりの方向に向かうべく、課題となった財源不足などに対応する「行財政の建て直し期間」と位置付け、併せて第2次東金市財政リフレッシュ・プランを策定し、「自立したまちづくり」の推進に取り組んできました。

そのまちづくりの取り組みとして、行財政の建て直しとともに、人口減少社会や少子高齢化社会を踏まえながら、安全安心教育、子育て支援、産業振興といったことはもとより、各分野での柔軟な施策展開を進めてきました。

第3期基本計画の「まちづくりの方針、政策課題」は、自立したまちづくりを継続するとともに、影響が大きくなると予測される本市の課題である「人口減少、少子高齢化、景気低迷」を乗り越える「魅力と活力ある積極的なまちづくり」としました。

さらには、平成26年度に開院予定である東金九十九里地域医療センターに係る新たなまちづくりや、昨今の社会経済の変化や政権交代による政策の変化に柔軟に対応できるよう、事務事業の取捨選択を臨機応変に行うことができるまちづくりともしました。

人口減少、少子高齢化、景気低迷、限られた行政資源といった状況に沿うまちづくりを「基調」とし、それらの状況に対応すべき政策の軽重を付けるとともに、既存の事業展開や施設維持・建設、運営、予定時期などについても既存のままではなく、「統合化、集中化、効率化、民営化」といった視点で見直しました。

しかし、このように合理的、コスト的な側面だけをみた消極的なまちづくりだけでは、本市でも予測される税収入の減少、扶助費等社会保障費の増高、地域要望への対応の停留などの硬直化により衰退していくことは必至です。

予測されるマイナスの状況を打破し食い止めなければ、自立のまちづくりどころか、地域間競争にも負けてしまいます。

そこで、市民にとって魅力あるまちづくりに努め、市民が代々本市に住み続け、ひいては市外の住民、特に労働力階層（働き手）が本市の魅力を感じていただき、定住人口の確保を図り、あるいは交流人口の増加といったことで、本市の活性化を図る積極的なまちづくりを目指します。

このことが、現状維持ないし今後予測される厳しい状況から回復、回避していくことであり、基本構想で謳う方向性を目指すまちづくりの本旨でもあります。

人口減少、少子高齢化、景気低迷に対応することを今後5年間の政策課題とし、その対応を各部署において企画検討(具体化)した施策、事務事業あるいは目標を施策体系(分野別における目的と手段の体系)において整理整頓(分野の区分、レベル整理等)して、計画に掲載することを基本とし、次の事項を本計画の政策課題に対応する施策の重点としました。

(2) 重点とする施策

ア 定住人口確保、労働力人口の確保と呼び込みを目的とした施策の推進

子育て支援策 ・ 高齢者介護等支援策 ・ 地域公共交通充実策 ・ 地域医療充実策

【対応する基本事務事業】

政策課題等	章・施策	基本事務事業
子育て支援策	2-3	子育て支援事業
高齢者介護等支援策	2-5	介護保険給付事業
地域公共交通充実策	5-1	地域公共交通総合連携計画策定事業
地域医療充実策	2-1	地域医療センター推進事業

イ 産業振興、交流人口確保を目的とした施策の推進

地域経済の活性支援策 ・ 雇用の場のさらなる創出策等

【対応する基本事務事業】

政策課題等	章・施策	基本事務事業
地域経済の活性支援策	4-3	中小企業資金融資事業
	4-4	活性化対策事業
アクセス向上、交流人口の増加増進	5-2	幹線道路整備促進事業
まちの駅の推進	4-3	元気アップ計画策定事業
緑花木センターの再編 (道の駅的機能の検討) 観光の振興	4-1	農業関係団体支援事業
	4-5	観光PR事業
	4-5	観光関係機関支援業務・観光関係維持管理事業
雇用の場のさらなる創出策	4-6	雇用安定事務
産業振興による税収確保	6-3	各税賦課、徴収事務等

ウ 健康福祉、子育て・教育、安全安心の向上を目的とした施策の推進

健康づくり ・ 子育て支援、教育 ・ 安全安心

【対応する基本事務事業】

政策課題等	章・施策	基本事務事業
生活習慣病の克服予防 介護、ケアとの連携	2-1	自己健康管理啓発事業
	2-4	介護予防事業
福祉の充実（国施策を含む）	2-3	子ども手当支給事業
		母子福祉対策事業
	2-5	国保保健事業
		生活保護扶助事務
子育て支援、教育	1-1	スポーツ施設維持管理事業
	1-4	文化施設維持修繕事業
	2-3	放課後児童健全育成事業
		保育委託事業
通学路・防犯灯整備	5-6	防犯対策事業
		児童生徒安全管理事業
機能別消防団員制度の推進		消防団運営支援事業
消防団と地域自主防災組織の連携強化		防災対策事業
学校施設等の耐震改修	1-1	公民館施設改修事業
	1-2	小学校施設整備事業
		中学校施設整備事業
住宅の耐震改修の支援	5-4	耐震改修事業

エ 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに係わってのまちづくりを 目的とした施策の推進

平成26年度開院が予定される地域医療センターに係わってのまちづくりとして、病院と産業/雇用、医療と予防/保険/子育て/教育、あるいは医療連携、交通など広域的なまちづくりを進めます。

【対応する基本事務事業】

政策課題等	章・施策	基本事務事業
東金九十九里地域医療センターの確実な立上げ	2-1	地域医療センター推進事業
地域公共交通充実策	5-1	地域公共交通総合連携計画策定事業
生活習慣病の克服予防	2-1	自己健康管理啓発事業
介護、ケアとの連携	2-4	介護予防事業
福祉の充実（国施策を含む）	2-5	国保保健事業
医療センター立ち上げ経済効果による税収確保	6-3	各税賦課、徴収事務等

(3) バランスのとれたまちづくりへの留意

政策の重点は以上ですが、政策の重点化、選択と集中によって「過度」に行政サービスのアンバランス化を招くことはできません。限られた行政資源、特に限られた財源のなかでも、できる限り、広く市民サービスの維持向上に努めなければなりません。

ア 市民との協働、行政改革の推進、及び増高する社会保障費への対応

限られた行政資源、特に限られた財源のなかで、政策の重点化、選択と集中を推進しますと、どうしてもその跳ね返りとして恒常的な道路、水路の改修など維持管理費や普通建設事業費、あるいは経年による更新が必要でありながら補助、起債制度がない施設、設備の改修が絞られたり、先送りの対象になってしまいがちです。

そこで、限られた財源の有効活用とともに、維持管理費や普通建設事業の推進、施設の改修更新に係る経費を維持するためにも、また、対応が停留傾向にある地域要望の早期実現のためにも、資材提供等による市民との共同作業である「市民との協働」にて補完をします。

さらには、行政資源を豊かにするため、また、有効活用をするためにも「不断の行政改革」を進めます。

また、少子高齢化、景気低迷のなかで医療を受ける必要がある方、生活困難な方、就学困難な家庭、障害をもった方々への扶助費による支援は、やさしくぬくもりのあるまちづくりの一環としてますます重要となります。これら扶助費は、国・県の補助が大宗を占めており、高齢化に伴う医療費の支援が多く、その扶助費支給による効果は大変大きいものとなっています。

しかし、限られた財源のなかでは、引き続き扶助費の支給とともに、これら増高傾向にある社会保障費の対応としても疾病予防や健康維持、自立就労支援、雇用の場のさらなる創出といったことにも着目し留意していきます。

【対応する基本事務事業】

政策課題等	章・施策	基本事務事業
市民との協働	6-2	市民との協働の推進
行財政改革	6-3	行政改革推進事務
福祉の充実（国施策を含む）	2-5	生活保護扶助事務
生活習慣病の克服予防	2-1	自己健康管理啓発事業
	2-4	介護予防事業
雇用の場のさらなる創出策	4-6	雇用安定事務

イ 市民の市に対する不満足度解消、満足度向上の対応

最近の傾向である市民の満足度の下降、不満足度の上昇についての改善を図り、バランスのとれたまちづくりを進めます。

ただし、限られた行政資源、殊に限られた財源という状況のなかで、「選択と集中」に応答するものとして、不満足度の下降、すなわち不満足の数減らすことに重みを置くことで改善を進めます。

満足度の向上、不満足度の下降、解消については、今後5年間のまちづくりの基本的な目標事項にして、その改善を図ります。

その目標の意義や具体的目標については、「Ⅲ 基本計画の実効性の確保」、「Ⅳ まちづくりの政策目標」において定めます。

(4) まちづくりを裏付ける財政フレームと運営

今後も人口減少、少子高齢化、景気低迷を受け、税収減少や扶助費等の増加が予想され、また、継続事業、新規事業もあり、限られた財源のなかで市民サービスの維持・向上を図るには厳しい状況が続くものであります。

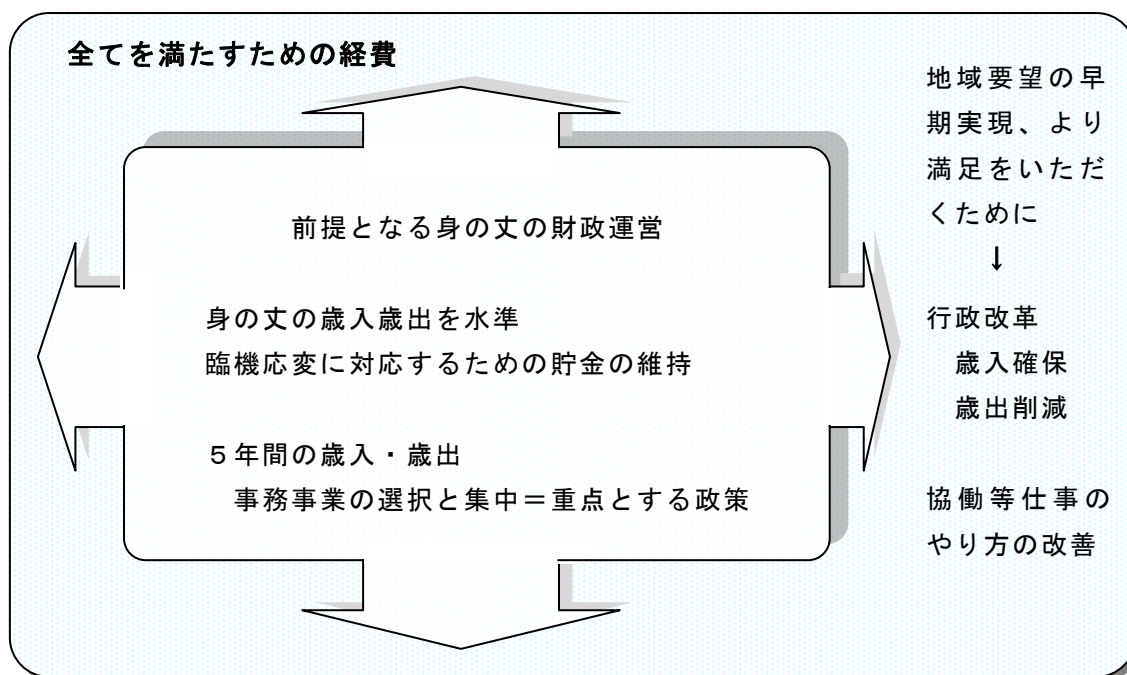
このような状況のなかでも、基本構想の方向性を維持し、積極的なまちづくりを目指すことは、持続可能な財政状況の維持と財政運営を堅持してこそ成立するものです。

したがって、本計画は「限られた行政資源（人・金・組織モノ）」、特に『限られた財源』を踏まえたものとし、施策、事務事業等の積み上げ経費の総量は、財政調整基金を一定額保持できる持続可能な財政運営を前提とし、限られた財源の範囲を水準としました。

継続・新規の大規模な事業や負担となる事業を組み込んだ「財政推計」を計画の総量額の水準とし、これを前提にして本旨であるまちづくりの中身について検討をしました。

本計画の策定にあたっては、この方針に基づき、全ての事務事業を洗い出して事業費の設定を行い、結果として、第3期基本計画期間（平成23年度～27年度）における財政フレームを歳出総額838億4千9百万円と設定しましたが、この設定は前述のまちづくりの取り組みを計画的に実施することが前提であり、市民への情報提供を積極的に行い、市民とともに力を合わせて、かつ、行財政改革を一層進めていくことが必要になります。

財政運営のイメージ



第3期基本計画の財政フレーム

性質別の歳入・歳出

歳入

(百万円)

項目	説明	本計画期間
市税	市民税、固定資産税、都市計画税など	37,540
地方譲与税・税交付金	地方道路譲与税、自動車取得税交付金など	4,910
地方特例交付金	減税に伴う地方税の代替的性格の財源としての歳入	385
地方交付税	税源の不均衡調整をし一定サービスを確保するための歳入	15,861
国庫支出金	各制度、事業の国の補助	12,277
県支出金	各制度、事業の県の補助	3,777
繰入金	財政調整基金（貯金）の活用	450
繰越金	前年度繰越金	406
市債	道路、教育施設などの整備の起債	5,302
その他の歳入	分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入	3,700
歳入計		84,608

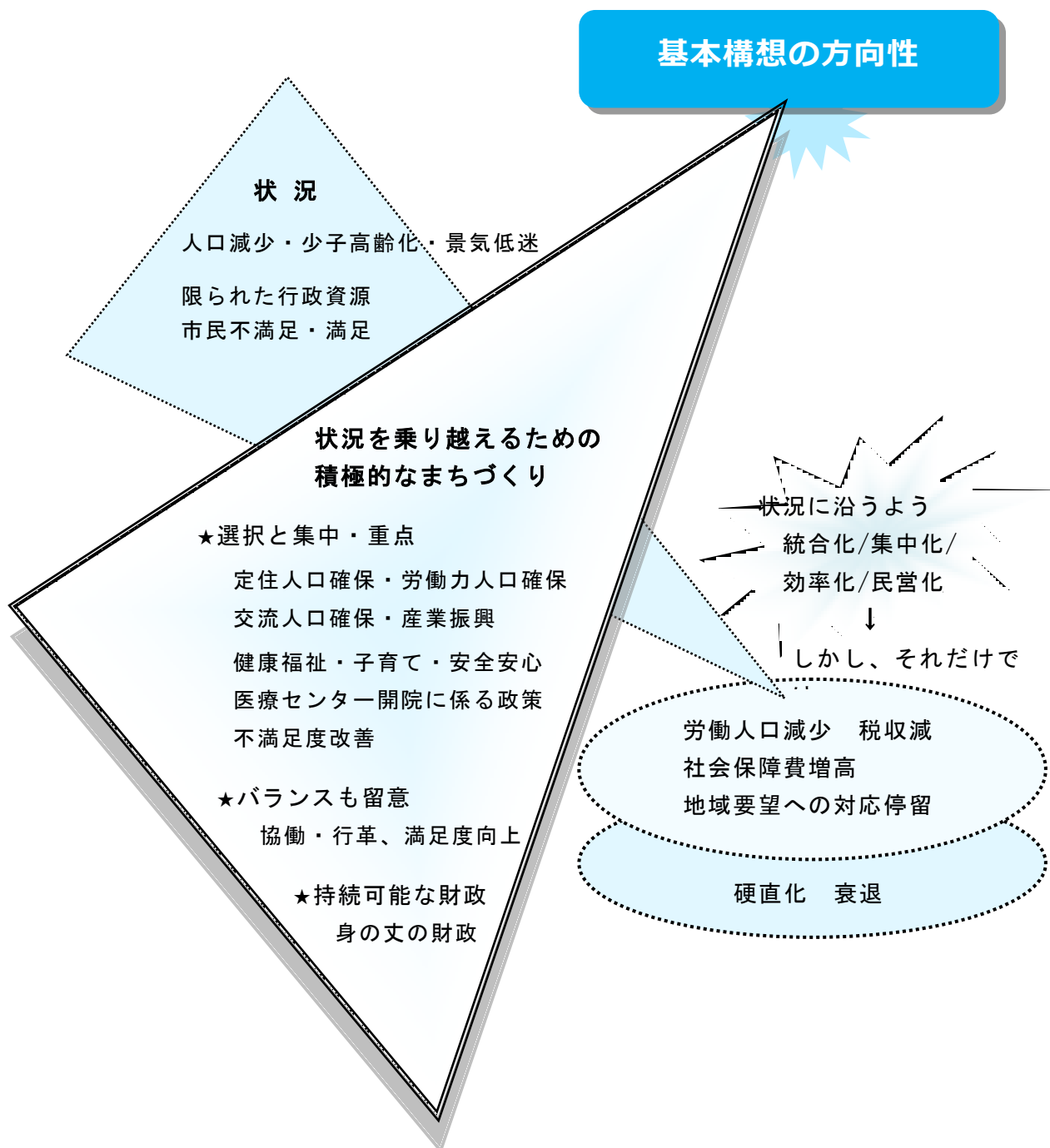
歳出

項目	説明	本計画期間
人件費	市長など特別職や職員等の給料、手当、共済費	17,286
物件費	施設管理や学校給食などの委託、備品購入、軽易な修繕費など	10,181
扶助費	生活保護費、介護給付費など社会保障費	17,667
公債費	市債の元利償還金	7,941
普通建設事業費	道路、水路、教育施設などの建設費	3,527
他会計繰出金	国保、介護、後期高齢者、病院、下水道、農業集落排水など特別会計への繰出金	11,130
補助費等	各種団体、事業への助成	12,418
その他の歳出	道路、水路、教育施設等の維持補修費など	3,699
歳出計		83,849
収支		759

目的別(計画の章別)の歳出

(百万円)

本計画の章別等		本計画期間	割合 %
1章	こころ豊かなまちづくり(生涯学習・教育・文化・国際交流)	9,547	11.39
2章	ぬくもりのあるまちづくり(健康・福祉)	27,775	33.12
3章	うるおいのあるまちづくり(自然・環境)	4,103	4.89
4章	活力あるまちづくり(産業・雇用)	1,753	2.09
5章	安全で快適なまちづくり(都市基盤)	4,314	5.15
6章	計画の実現に向けて	13,776	16.43
その他	人件費・内部管理事務費	22,581	26.93
歳 出 計		83,849	100.0



(5) 市民との協働のまちづくり

ア 協働の必要性

市民との協働の「必要性や目的」については、範疇・対象・形態・支援等について、いろいろな捉え方があり千差万別ですが、地域分権や「新たな公共のあり方」からも大変有意義であり、また、本市のまちづくりの手法としても不可欠なことから、次のことについて再構築していくことを目的とします。

- ① 厳しい財政状況により、全ての行政の施策（公助）によるまちづくりが難しくなっていることから、市民や地域と行政の共通課題について、共同作業により進める必要があること。
- ② 個人ないし家庭内で解決（自助）し、あるいはその地域に住む市民が地域の社会資本整備や福祉、子育てといった地域の面倒を自ら、かつ、自然に行ってきたこと（共助）が、人口減少、高齢化、若年層の流出等により難しくなり、その再構築が必要なこと。
- ③ 就労を介した社会参加を終え、もっぱら地域への社会参加の場（地縁）に戻ってきた市民（例えば団塊の世代）の力に着目し、その地域への社会参加を促し、市民によるまちづくりの醸成を行うことが必要なこと。
- ④ ボランティアなど市民の自主的な活動、NPOなど公益活動が、まちづくりの一翼として担っていることを理解し、支援することがまちづくりに必要なこと。

イ 協働の推進の方向性（再整理と再構築）

- ① 市民と行政の協力活動には、個別政策や計画の決定等の審議会、パブリックコメントといった市民の参画、資材提供による道路・水路整備の協力活動、生涯学習における郷土史学習会の講師といった技能や資格による協力、区長会や防犯組合といった本市が規程により組織化した団体とによる協力活動、各種イベント運営のボランティアによる協力活動、あるいはNPOなどそれぞれの公益的な目的による協力活動など、さまざまな分野と形態により市民と行政が協力し合う場と機会があります。

このような協働として捉えられることのできるものを広くまとめて捉え、「協働とその可能性の存在及び潜在する課題」を『一体的』に捉え、検討すべき事項を再整理し、本市の協働とは何かを定義付けしていくことから進めます。

また、既定の活動については、協働という位置付けでそれぞれの分野で対応している各部署において、さらに組織づくりやPR活動などへの支援を充実させていきます。

- ② 市民が、自主的に地域への社会参加により地域整備の協力やボランティア活動に参加したい、ということを経営と相談、あるいは行政とともにやりたいという「新たな市民の協力や貢献の姿勢、市民による自らの積極的な公益活動、社会参加」を支援できるようにしていきます。
- ③ 市民が行政に対して相談や支援を求めようとするに対して、効果的に対応できるよう、市民との協働についての一元的な受入れ窓口の開設など、組織的な整備を進めます。
- ④ 行政の役割、市民の役割、市役所の体制と手続きなどについて、協働の総合的な受け皿となる「協働推進の体系的なシステム」を検討し構築していきます。

このように協働の存在と課題を再整理しつつ、市民の活動、社会参加への支援により、まちづくりの主体となる人材の参加や、行政と地域、行政と市民・団体、あるいは市民同士の連携などの環境づくりについて原点から醸成し、また、市民との協働の推進システムを構築し、市民とともにまちづくりをすることができるようにしていきます。

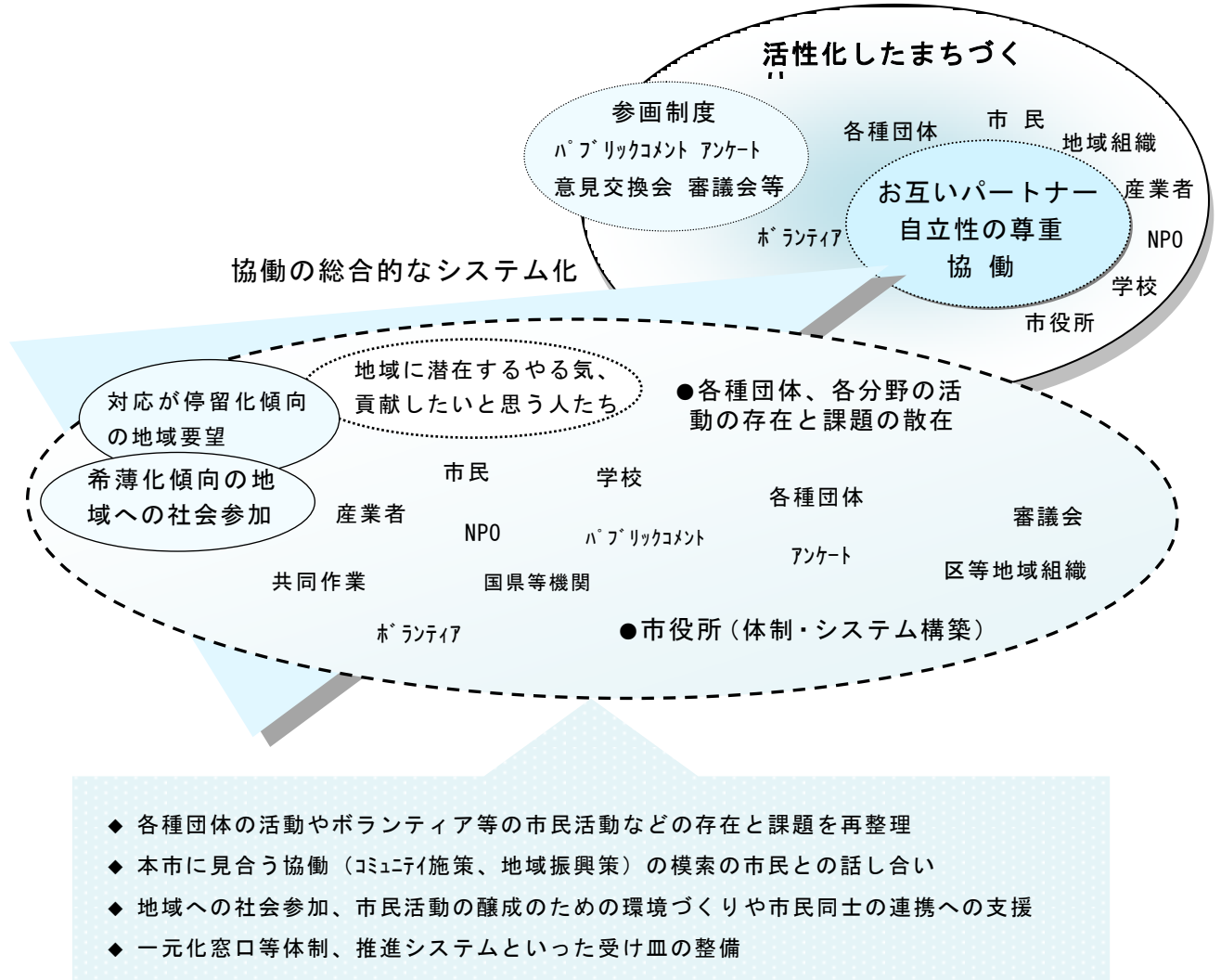
ウ 協働の進め方

これまでの反省と必要性、目的も踏まえて、第3期基本計画では、「市民との協働」を、従前のように行政からの一方通行の提案で進めるのではなく、市民に必要性や目的を提示し、進め方、役割分担、行政の支援方法などについて対話をしながら、ともに考え、お互いに納得できることから進めていくという対等なパートナーとして、その自立性を尊重し合った「原点」に帰って進めます。

そのなかで、「協働の推進システム」や「コミュニティ施策、地域振興策」の具体的な内容や手法についても見出していきます。

以上のように、活性化したまちづくりのために、市民の地域への社会参加や各種団体を通じて、市民活動への連携などの支援を進めながら、市民との協働を総体的に捉え直し、かつ、東金市に見合う形を市民の皆さんと話し合いながら、総合的な受け皿となるシステムの構築と運用を目指し進めていきます。

協働推進のイメージ



Ⅱ 土地利用の基本方向

基本構想に掲げられた「豊かな自然との共生」「広域的道路ネットワークを活かした産業地域の創出」及び「豊かで暮らしやすい生活空間の創出」を基本として、住宅地、商業地、工業地及び農地などの適正な配置に努め、豊かな自然と市民生活との調和を図ります。

1. 自然的土地利用

(1) 農地

農地は、農業生産活動の場であるとともに、都市にうるおいを与えるみどりの空間であり、地域における貴重な資源として優良な農地の保全と活用を図る必要があります。

農業従事者の高齢化などによる耕作放棄地の増加に対する対策も含めて、優良な農地を保全していくためには、担い手農家等の育成・確保など、経営基盤の一層の強化を図る必要があることから、農地の集約化・効率化を促進します。

また、市民農園や観光農園など、身近な自然や農業とふれあうことのできる都市と農村の交流の場としての活用を促進します。

(2) 森林・池沼・河川

森林、池沼及び河川は、景観の形成、水源のかん養、多様な生き物の生息の場など、多くの役割を果たし、市民にやすらぎを与えています。

こうした機能を守るため、市民からの協力を得ながら、みどり豊かな森林や池沼及び河川の保全を図ります。また、保全に配慮しながら市内の景観スポットや現存する動植物の情報の周知を図り、環境への意識の高揚を図ることができるよう活用します。

2. 都市的土地利用

(1) 住居用地

本市は、九十九里地域の中核都市として発展し、市街地整備の状況としては、JR東金駅や福俵駅周辺地域で土地区画整理事業が進められ、また、JR求名駅周辺や丘陵部には大規模住宅地開発が実施されてきたことから、生活環境の整った優良住宅地を有しております。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）整備効果等を活用し、これらの市街化・活性化に努めていきます。

また、既成市街地周辺で農地と宅地が混在している地区については、安全で住みやすいまちづくりのため、市民と協働で、その地域の整備方針を定め、まちづくりを進めていきます。

集落地等における民間宅地開発については、良好な生活環境を維持できるよう適正な規制・誘導を行います。

(2) 商業・業務用地

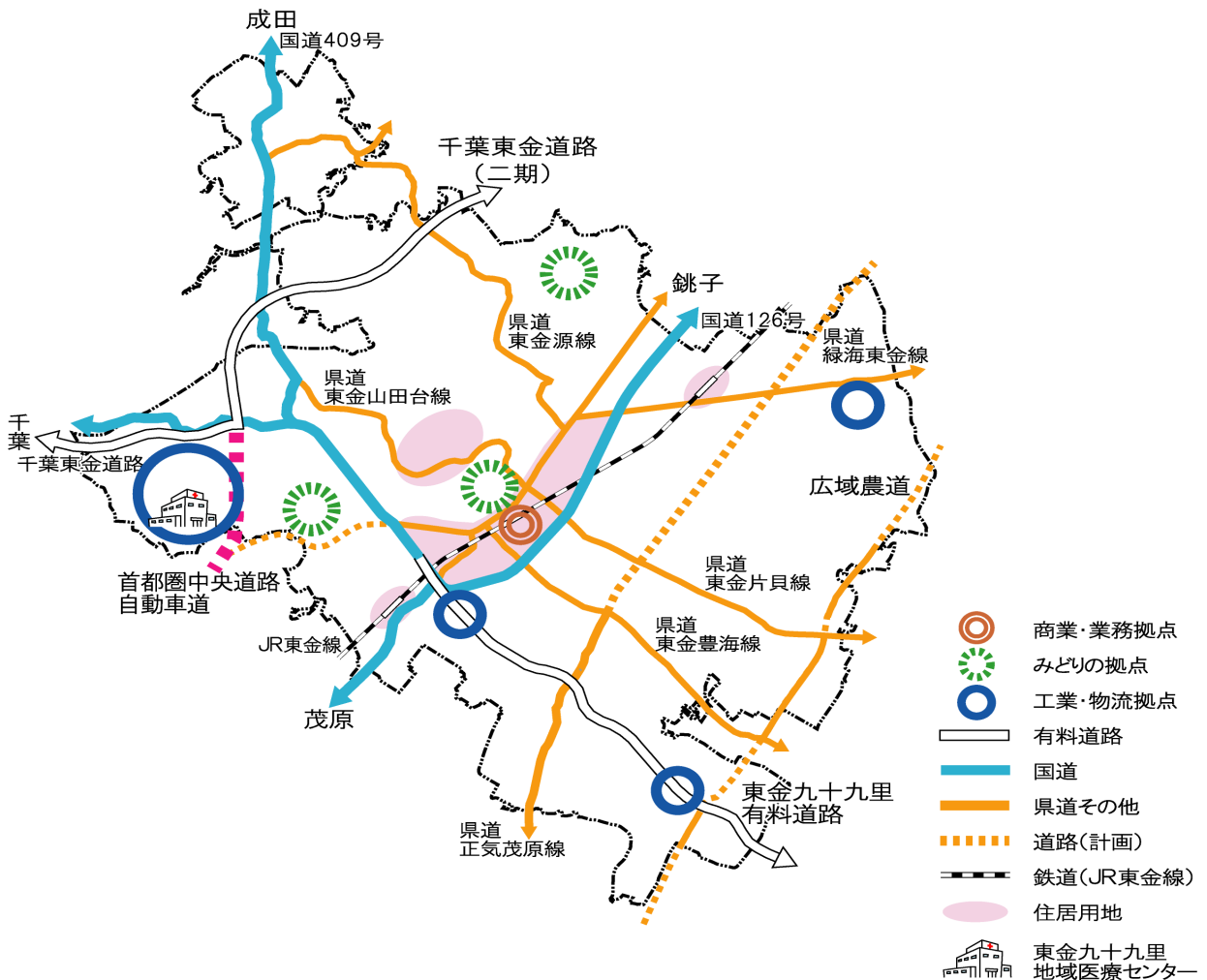
商業・業務用地については、JR東金駅周辺及び国道126号沿道の商業・業務機能の集積を活かし、九十九里地域の中核都市として魅力ある商業・業務用地の形成を図ります。

特に、JR東金駅周辺については、歴史や自然資源、行政・業務機能の集積等の特色を活かし、活力ある中心市街地の再生を推進します。

(3) 工業・物流用地

工業・物流用地については、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の東京湾アクアライン方面への開通と千葉東金道路との結節点という首都圏への物流の優位性・利便性を活かし、自然環境の保全に配慮しながら、千葉テクノグリーンパークや遊休工業用地などへの企業立地を促進します。

土地利用計画図



Ⅲ 基本計画の実効性の確保

第1期、第2期基本計画からの継続性のなかで、変化に対応し、かつ、計画の実効性をさらに高めるための継続的改善として、次のことに留意します。

計画を策定しても、計画に定められた内容や計画自体が、確実かつ適切に実施、運用され、改善や向上につながらなければ、無価値な計画となってしまいます。

そこで、計画を確実、適切に実施するために、次の仕組みを基本にした計画としました。

1. 目標設定と目標管理ができる計画

(1) 目標設定及び目標管理の意義

計画は、現状認識のもと、あるべき姿に向かうべく設定した目標と、それを達成するための行動計画です。

目標は、政策課題に対応すべく行動の規律の原点であり、それぞれの階層につながる目標を置くことで、それぞれの施策の重みと計画実行に対して、職員の責務を目に見えるようにする有効なものでもあります。

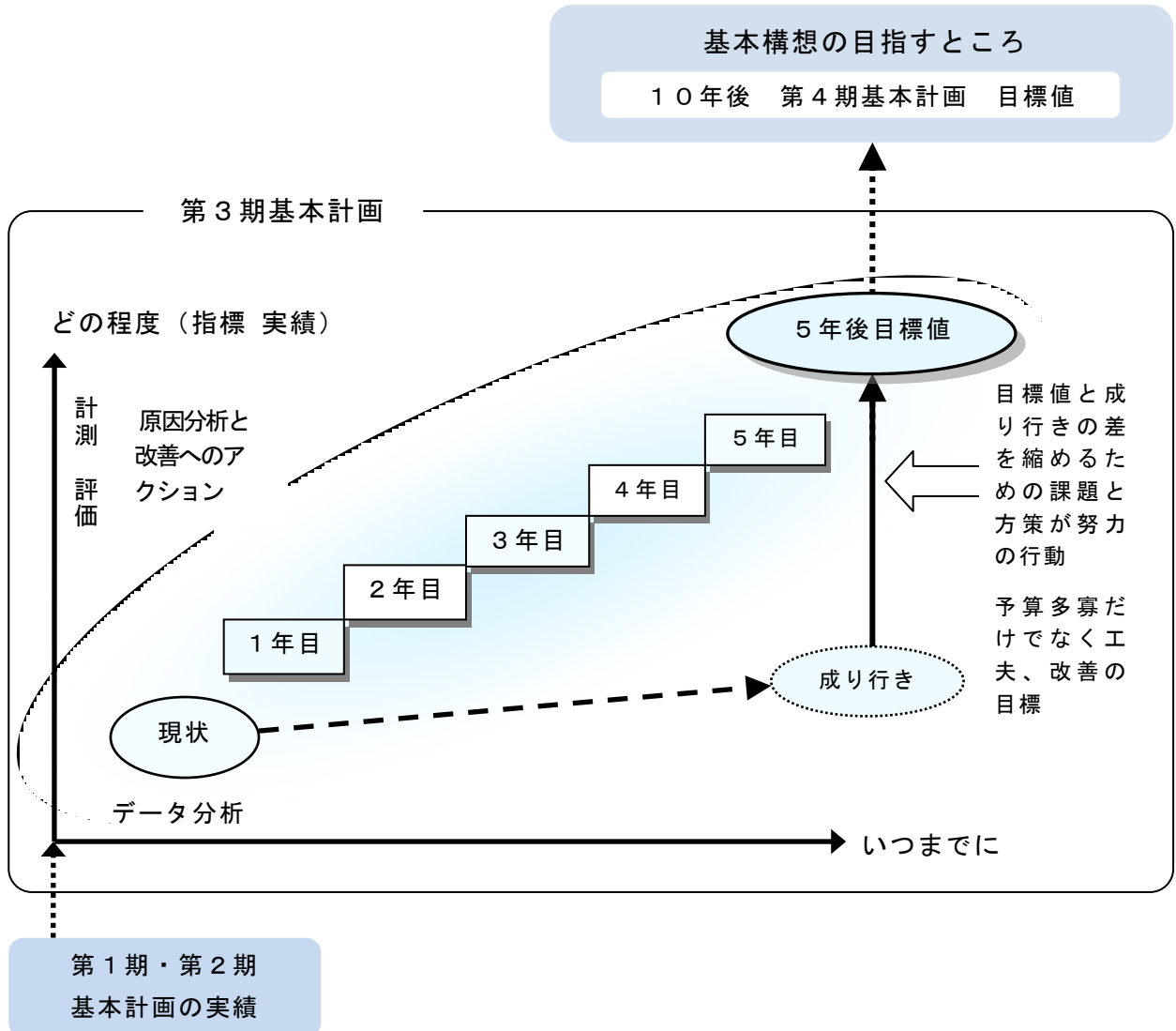
そして、「達成できなかったらどうする」ではなく、できなかった原因と改善策を考え、次の行動に移すことが重要であり、進歩でもあります。予算の多寡によって結果や成果が生まれるという発想に直結するのではなく、仕組み、やり方、活動の改善、工夫を考えて、目標を立てることも大変重要なことです。

目標は、あるべき姿や解決すべきものを認識し、そのための施策体系に基づいた行動計画を規律し、行動を確実にするものとして重要です。本計画では、その重要性を踏まえ発展させ、市長（経営者）、部長、課長といった職階層と施策体系を連動させ、5年後の目標を設定しました。

目標管理については、定期の市民アンケート等や実績結果をもって達成度を測り、未達成の原因と改善方策を打ち出せるようにし、次期実施計画等へのアクションとしてつながるようにします。

また、市民が行政に対して望む事項の軽重を的確に押さえ、それぞれの仕事の目標値として位置付けることで、施策展開のあり方の基礎となり、一貫して市民の意向についての追究をすることにもなります。

目標設定と進捗管理イメージ



(2) 目標のまちづくりとしての意義(目標の中身)

ア 満足度向上・不満足度下降

第3期基本計画では、市民アンケートで表れている市民の満足度の向上、不満足度の下降、改善を基本的な目標としました。

満足度の上昇、不満足度の下降の二つの視点がありますが、不満足には、不満足と感じた具体的な背景があること、満足と感ずる場合は特定の満足事項がなくても満足と捉える場合もあること、また、満足度を上昇させることだけに着目すると、不満足と感じた事項がなおざりになってしまい改善されないことになることから、改善の意図をより捉え、市民サービス全体の底上げや向上を図るため、不満足度に対応することに重みを置くことで選択と集中に回答し、また、満足度をさらに向上させることでバランスのとれたまちづくりを目指します。

イ 重点とする施策の推進

重点とする施策に対応する具体的な目標を課長目標において設定し、その達成を目指すことで上位の市長目標、部長目標に貢献しながら政策課題への対応を確実に実施し、選択と集中に回答します。

(3) 各階層の目標

ア 市長(経営者)の目標

まちづくりは、市民の皆様の価値判断によって評価をいただくものです。

市民の皆様の本市のあり方に対する価値判断の尺度を「集約」すれば、「東金に愛着がある」「東金が住みやすい」「東金に住み続けたい」ということになります。

このような市民の声や評価に対して、さらに向上、あるいは改善といった対応をしていくことは、行政としての使命であり、基本的な目標です。

そこで、市民の声を測ることができ、目標となり得る直近の市民アンケート項目である「市への愛着度」「住みやすさ」「住み続けたい」の項目の満足度数の維持・上昇、不満足度数の下降を行政における最上位目標として設定しました。

イ 部長(各分野の長)の目標

上位の市長の目標を達成、貢献するため、次段階の目標を基本構想の6つの施策大綱である基本計画の各分野別計画の「6つの章」を構成する30の事項に対し、直近の市民アンケートの満足数の維持・上昇、また、不満足数の下降を目標としました。

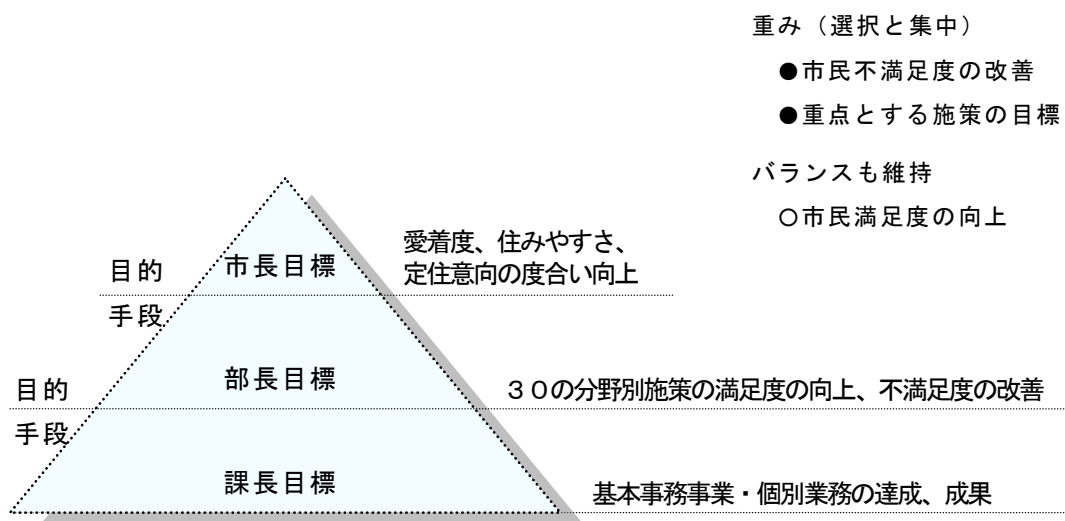
ウ 課長(各分野執行の長)の目標

上位の部長の目標を達成、貢献するため、課長目標を基本計画の各分野別計画に具体的目標を設定しました。

特に、上位の部長目標事項で不満足度が高いもの、重点とする施策に応答するもの、第2期の目標結果や課題をみて、目標に意味を持たせて具体的な目標を設定するとともに、可能な限り判定可能で、「市民への成果」を測る指標を設定することとし、仕組み、やり方、活動の改善や工夫も考慮しました。

以上の目標を「IV まちづくりの政策目標」にて定めます。

目標、職階、施策体系のイメージ



2. 行政資源管理や行政評価につながる計画

計画とは、現状認識のもと、あるべき姿に向かうべく、目標とそれを達成するための行動計画です。また、その達成、成果、行動を担保するための資源の配分計画でもあります。

(1) 行政資源管理と関連できる計画

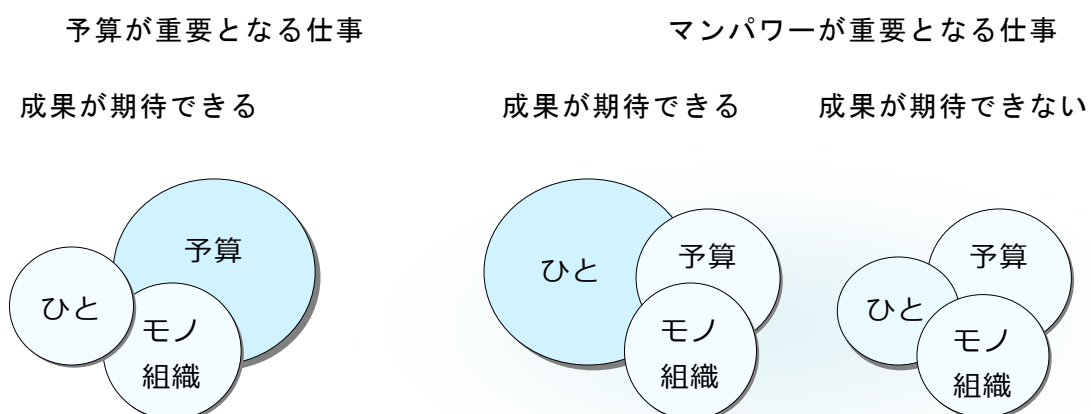
前述の取り組むべき政策を確実、適切に進めるために、また、あるべき姿に向かうための行動の裏付けとして、行政資源（人・金・組織モノ）の最適な配分と連動することが極めて重要であり、最適な行政資源配分なくして事業の実現、目的や目標達成の成果、行動計画の結果を求めることはできません。

例えば、事業の具体的な実施予算がなくても、企画検討、折衝などを進めるためにも、最適な人の配分、体制といったことも必要です。

経営（マネジメント）とは、限られた資源をコントロールする作業です。

そのため、本計画の期間内においても、段階に応じて計画推進で必要となる行政資源について整合が取れるよう、関係部署との情報を共有化し、かつ、庁内で基本計画策定について検討した組織において、行政資源配分の方針を決定するようにします。

結果を出し、成果を上げるには最適な資源配分が重要＝マネジメント



(2) 行政評価のベースとなる計画

よりよい市民サービスの提供は、「市民の何が良くなればよいのか、市民は何を望んでいるのか」、目的や効果、成果を十分測り、限られた行政資源を有効活用して対応することが必要です。

それには事務事業の事前評価・事後評価を充実させていく必要性があります。

そこで、体系的な目標設定と管理を行うことで、施策の「市民皆様への成果」の尺度を判定可能な目標により、基本計画のなかであらかじめ定めておくことで、施策の達成度を測定することができる計画としました。

また、成果測定の結果をフィードバックすることで、毎年度、目標達成のための最適な事務事業構成を採択できるようにし、今後実施する場合の行政評価（事後評価）への連動ができる計画としました。

IV まちづくりの政策目標

ここでは、市長の目標（市民の本市への愛着度、定住意向等の目標）と部長の目標（施策大綱分野別の目標）を定め、課長の目標（施策、基本事務事業の目標）は、施策分野別計画のなかで定めます。

1. 市長の目標

各項目とも、過去の第12回から第14回の市民アンケートで、対象者のうち、5年以上本市に住んでいる市民の方の不満足度・満足度の平均値を5年後の目標値としました。

(1) 市民の市に対する不満足面を改善する目標

ア 東金市に愛着と親しみを感じていない度数の目標

5年後の目標値	東金市に愛着と親しみを感じていない度数
	31.4%以下になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	36.9%	33.7%
第13回 18年7月	34.2%	30.7%
第12回 16年7月	31.7%	29.8%

イ 東金市を住みにくいと感じている度数の目標

5年後の目標値	東金市を住みにくいと感じている度数
	15.4%以下になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	18.2%	17.9%
第13回 18年7月	16.6%	15.5%
第12回 16年7月	13.3%	12.7%

ウ 東金市に住み続けたくない(市外に移転したい)と考えている度数の目標

5年後の目標値	東金市に住み続けたくない(市外に移転したい)と考えている度数
	8.5%以下になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	10.1%	9.3%
第13回 18年7月	8.2%	8.0%
第12回 16年7月	6.3%	8.0%

(2) 市民の市に対する満足面を向上する目標

ア 東金市に愛着と親しみを感じている度数の目標

5年後の目標値	東金市に愛着と親しみを感じている度数
	67.9%以上になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	62.1%	65.5%
第13回 18年7月	64.3%	68.3%
第12回 16年7月	66.7%	69.9%

イ 東金市を住みやすいと感じている度数の目標

5年後の目標値	東金市を住みやすいと感じている度数
	39.3%以上になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	37.3%	39.2%
第13回 18年7月	37.3%	38.7%
第12回 16年7月	39.9%	40.2%

ウ 東金市に住み続けたいと考えている度数の目標

5年後の目標値	東金市に住み続けたいと考えている度数
	62.7%以上になるよう目指します

参考 過去の市民アンケートの数値

	全 体	5年以上居住
第14回 21年1月	57.1%	58.9%
第13回 18年7月	62.7%	64.7%
第12回 16年7月	61.2%	64.7%

2. 部長の目標(施策大綱分野別の目標)

第14回市民アンケート結果である各分野の施策に対しての満足数を上げ、不満足数を下げる目標とし、特に、不満足数を下げることに力を注ぎます。不満足数が多い項目、不満足数順位が高い項目についての下降について留意します。

(%・位)

施策大綱・基本計画の 6つの分野 施策の体系	第14回 21年1月 市民アンケート調査項目	不満足数	順位	満足数	順位
---------------------------	---------------------------	------	----	-----	----

1章 ころ豊かなまちづくり —生涯学習・教育・文化・国際交流—

1	1. いつでも学び親しめる生涯学習・生涯スポーツの振興	生涯学習や生涯スポーツの振興など、市民の生きがいがづくりや健康づくりを支援する仕事	3.7	26	18.9	1
2	2. 豊かなころを育む学校教育の充実	幼稚園や小中学校の運営、教育施設の整備など、子どもたちの教育の充実を行う仕事	11.0	7	13.1	4
3	3. 次代を担う青少年の健全育成	子ども会や青少年相談員など、地域が行う青少年の健全育成を支援する仕事	4.6	24	7.2	11
4	4. 地域に根ざした文化の振興	文化・芸術に接する機会の提供や市民自らが創造する市民文化芸術活動の振興、文化財の保護を行う仕事	3.1	27	11.5	5
5	5. 市民の国際理解を深める交流の促進	国際交流・平和推進活動を進める仕事	2.5	28	6.2	13

2章 めくもりのあるまちづくり —健康・福祉—

6	1. 市民の健康を支える保健・医療の充実	各種検診などの成人保健活動や乳幼児医療費の助成、母子保健活動を行うとともに地域における医療体制の整備を行う仕事	20.9	2	14.8	2
7	2. 地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進	障害者(児)福祉や低所得者福祉など、社会福祉制度を運用する仕事	8.5	11	6.2	13
8	3. 安心して生み育てる子育て支援の充実	保育所や学童クラブ、児童館の運営など、子育て支援施策を進める仕事	8.2	13	8.7	8
9	4. 生きがいと安心の高齢者施策の充実	長寿会の支援や介護予防など、高齢者支援施策を進める仕事	8.5	11	8.3	10
10	5. 安心して暮らせる社会保障の充実	国民健康保険や介護保険など、社会保障制度を運営する仕事	13.6	3	7.2	11

3章 うるおいのあるまちづくり —自然・環境—

11	1. 豊かな自然の保護と新たなみどりの空間の創出	自然環境の保全や公園・緑地の維持・整備を行う仕事	8.8	10	14.8	2
12	2. 水質汚染と公害の防止	下水道・合併浄化槽などによる公共用水域の汚濁防止や公害等の防止を行う仕事	11.5	6	8.6	9
13	3. 環境にやさしい社会システムの確立	温暖化防止の啓発や家庭ごみの処理、減量化、リサイクルを進める仕事	10.3	9	9.0	7

4章 活力あるまちづくり —産業・雇用—

14	1. 生産性の高い農業経営の確立	農地の保全、農業生産基盤の維持・整備などの農業の振興や林業の振興を行う仕事	7.4	18	4.1	17
15	2. 豊かなまちをつくる工業の振興	工業団地への企業誘致活動など工業の振興を行う仕事	7.5	16	2.7	22
16	3. 魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興	商業・サービス業の振興を行う仕事	7.5	16	1.6	25
17	4. 社会経済の変化に対応した新たな産業の展開	社会経済の変化に対応した新たな産業の導入を進める仕事	6.5	22	1.3	28
18	5. 魅力ある観光レクリエーションの振興	観光の振興を行う仕事	6.9	21	3.7	18
19	6. 安心して働くための勤労者対策の促進	雇用促進と就労環境の整備を進める仕事	12.1	5	1.0	29

5章 安全で快適なまちづくり —都市基盤—

20	1. 市民生活を支える公共交通の充実	鉄道の利便性向上やバス交通の確保を行う仕事	26.3	1	3.6	19
21	2. 暮らしと産業を支える道路の整備	国・県道の整備促進や市道など生活道路の維持・整備を行う仕事	11.0	7	4.4	16
22	3. 良好な市街地の形成	良好な市街地の整備を進める仕事	8.2	13	3.4	20
23	4. 快適な暮らしを支える都市基盤の整備	上水道・市営ガス・情報通信基盤など社会基盤の整備を進める仕事	7.4	18	5.5	15
24	5. 総合的な治水対策の推進	浸水被害やがけ崩れの防止対策を行う仕事	4.0	25	2.7	22
25	6. 安全な暮らしを支える防災・防犯・交通安全体制の確立	防災・消防・防犯・交通安全など市民生活の安全、安心を進める仕事	13.0	4	9.6	6

6章 計画の実現に向けて

26	1. 交流と連帯のまちづくり	住民自治活動や市民活動、人権尊重・男女共同参画を進める仕事	1.7	30	1.4	27
27	2. 市民参画による行政の展開	市民にわかりやすい行政を市民参画のもとで進める仕事	7.9	15	2.5	24
28	3. 効果的で効率的な行政運営の推進	効果的で効率的な行財政運営を進める仕事	7.0	20	1.0	29
29	4. 広域行政の推進	近隣自治体と連携し、一体的な地域づくりや事務の共同処理を行う仕事	5.6	23	3.0	21
30	5. 情報化への対応	情報通信機器や情報技術を利用した電子自治体の推進を行う仕事	2.1	29	1.6	25

